

支援費制度とは？

「支援費制度」とは、障害者が利用する福祉サービスのしくみです。

「支援費制度」は、障害者の自己決定を尊重し、障害者自らがサービスを選択し、サービスを提供する指定事業者・施設との契約によりサービスを利用します。支援費制度のもとでは、利用者とは指定事業者・施設が直接かつ対等の関係に立つことにより、利用者本位のサービスが提供されることとなります。

支援費制度の対象となるサービス

	施設訓練等支援	居宅生活支援
身体障害者に対する	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者更正施設 身体障害者療護施設 身体障害者授産施設 (※小規模通所授産施設を除く) 	<ul style="list-style-type: none"> ホームヘルプサービス デイサービス ショートステイ
知的障害者に対する	<ul style="list-style-type: none"> 知的障害者更正施設 知的障害者授産施設 (※小規模通所授産施設を除く) 知的障害者通所寮 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみ園が設置する施設 	<ul style="list-style-type: none"> ホームヘルプサービス デイサービス ショートステイ グループホーム
児童に対する		<ul style="list-style-type: none"> ホームヘルプサービス デイサービス ショートステイ

施設訓練等支援の内容

【更生施設】

身体障害者・知的障害者が入所および通所して、生活指導や作業指導などを受けます。

【授産施設】

身体障害者・知的障害者が入所および通所して、仕事をしながら資質の向上を目指し、自活に必要な訓練を受けます。

【療護施設】

家庭で介護を受けることが困難な最重度身体障害者が入所して、治療や養護などを受けます。

【通所寮】

知的障害者が入所して、職場に通所しながら自立や自活に必要な指導を受けます。

居宅生活支援の内容

【ホームヘルプサービス】

身体障害者・知的障害者・

障害児が対象。ヘルパーなどが家庭などを訪問し、身の回りの世話や外出時の付き添いなどの援助を受けます。

【デイサービス】

身体障害者・知的障害者・障害児が対象。施設へ行き、創作的活動、社会適応訓練等の援助を受けます。

【ショートステイ】

身体障害者・知的障害者・障害児が対象。対象者を介護している家族等が疾病、その他の理由により、家庭での介護が困難になった場合、対象者が施設に短期間入所し介護などを受けます。

【グループホーム】

知的障害者が対象。地域で自立生活を行うために一般住宅で共同生活を営み、生活の援助を受けます。

■お問い合わせ先

役場町民課福祉住民係

☎ 5-1111-1

内線 158

